

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定について

平成 23 年 3 月 18 日
相生ユニビオ株式会社

社員の仕事と子育ての両立と、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うと共に、地域の次世代育成対策に貢献するため、当社では平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 2 年間を行動計画期間とする、「行動計画」を下記の通り策定致しました。

行動計画

1. 【計画期間】 平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 【内 容】

目標 1

平成 24 年 3 月までに、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第 30 条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前 9 時から午後 5 時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 7 時間とする。

対 策

平成 23 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、情報収集
平成 23 年 7 月～ 社内規程の改定、管理者への研修
平成 23 年 12 月～ 制度の導入、ポータルによる社員への周知

目標 2

平成 25 年 3 月までに、育児・介護、産前産後休業制度、妊娠中の女性社員の母性健康管理等のパンフレットを作成して社員にポータルにて掲示し、制度の周知を図る。

対 策

平成 24 年 4 月～ 資料収集
平成 24 年 7 月～ パンフレット作成
平成 24 年 12 月～ 管理者に対する研修の実施、社員への周知

以上